

全紹協広報

マネキン

2023・夏号 No.114



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

目 次

就任のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	会長	小金井 敬	1
就任の御挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	副会長	牧野 伸男	2
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	専務理事	吉備 義和	2
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	常務理事	岡野 泰也	2
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	理事	村山 千恵子	3
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	理事	吉田 果枝	3
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	理事	小野 俊一	3
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	理事	小林 克巳	4
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	監事	今尾 和正	4
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会	監事	前谷 雅司	4
令和5・6年度 公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 組織図				5
就任のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室 室長		浅沼 茂樹	6
就任のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室 育成係長		木下 僚	7
人事異動				7
〔厚労省ニュース〕2024年4月から労働条件明示のルールが変わります				8
〔厚労省ニュース〕求職者への労働条件明示のルールなどが変わります				10
令和5年度 全紹協定時社員総会				12
令和5年度 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 定時社員総会・理事会・表彰式・講演会				13
令和5年度 表彰受賞者				14
令和5年度 「販売技術促進講座」と「職業紹介従事者研修会」のご案内 ……公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 教育・福祉事業部長 吉備 義和				15
全紹協求人サイトの更新・新規申込のご案内 ……公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 IT事業部 牧野 伸男				18
令和5年度 意見交換会の開催のお知らせ				19
マネキン紹介事業に役立つQ&A				20
事務局だより				21

就任のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
会長 小金井 敬



前期に続き、当協会の会長に就任いたしました小金井でございます。

一年間、精一杯努める所存でございます。会員の皆さまには変わらぬご支援を賜りますようお願いいたします。

弊社が拠点とする京橋・日本橋・銀座界隈では、すっかりコロナ前の光景に戻り活気が出てきました。中でも外国人観光客数が日本人買い物客数を上回るような状況で賑わいをみせています。銀座や日本橋には新規出店の店が多く見られ、それぞれ集客もできています。京橋は東京ミッドタウン八重洲の開業に伴い人の流れが変わってきました。京橋の再開発事業もスタートし、景色まで違ってきています。

商品や企業によってはコロナ前の数字、それ以上に回復ができています。これが一日も早い人材紹介業の復活にも繋がるように望むところです。

しかし長くお付き合いをしてきた企業はなかなか復活の兆しが見えず、今は新規取引先を獲得して求職者のためにより多く求人を集める方法を模索している状況です。新しい営業の動き方やリモート登録面談の精度を上げていく心掛けなど、取り組むべきことが多々あります。デジタル技術の進化によって企業の採用プロセスが変化していますので、マネキン業界もこれに追いつく努力が必要です。

労働人口、特に若年層労働者人口の減少と共に、大手採用サイトや採用プラットフォームとの若者の求職者争奪戦はますます激しくなっております。この競争を考えると、求職者を引き付けるためのアプローチを考えていかなければなりません。そのためにも会員同士の親睦を更に深め、情報共有や協力体制の機能も高めていかなければならないと思っています。

登録スタッフを対象とした販売技術促進講座、新しい仕組みやツールを取り入れながら営業力の強化や研修の充実を図っていく従事者研修会も協会の重要な事業です。改めまして、引き続き皆様に格別のお力添えを賜りたく、切にお願い申し上げます。

皆様への日頃の感謝とご支援のお願いを持ちましてご挨拶とさせていただきます。

就任の御挨拶

副会長 牧野 伸男

6月14日の定時社員総会にて承認され、前期に引き続き副会長を拝命いたしました株式会社太陽アネックスの牧野 伸男でございます。

3年強にわたり続いたコロナ禍もようやく収束に向かい、今期も私共全紹協の事業の柱である、従事者研修会、販売技術促進講座、意見交換会等の益々の充実を図って参ります。またIT事業部としましては、会員企業の求職者募集の一助として定着しました求人サイトをより効果が出るものにするべく定期的な勉強会を続けて参ります。

また、ホームページの新着情報には厚生労働省や労働局等から発信される職業紹介事業所に必要な最新情報等を掲載して、会員の皆様にお知らせいたします。会員の皆様には、変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。



専務理事 吉備 義和

去る6月14日に開催されました定時社員総会におきまして4期目の理事に選任され、またその後の理事会で2期目の専務理事および教育福祉担当部長の大役を仰せつかりました。

コロナも5月8日よりようやく感染症分類の第5類となり、季節性インフルエンザと同程度の扱いとなりました。販売技術促進講座も職業紹介従事者研修会もリアルとオンラインのハイブリッド開催としてきましたが、昨年度あたりからやはりリアルの方が良いというご意見も多くなり、今年度

はハイブリッド開催の地区とリアル開催のみの地区に色分けされました。

今年度も新たな試みに積極的に取り組んでいく所存ですので、会員各位のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



常務理事 岡野 泰也

先の定時社員総会に於いて、歴史ある全紹協の常務理事に就任させて頂き、身の引き締まる思いでございます。

2020年に始まったコロナ禍という全世界を巻き込んだ未曾有の災害を乗り越え、新たな価値観をベースにした経済活動が活性化してきています。テレワーク、ZoomなどのWEB会議システムの活用、ChatGPTなどのAI言語ツール、SNSショート動画化、より人とのつながりを求める、今まで動けなかった反動での旅行需要などなど。新たな価値観を捉えて、どのようにビジネスに活かすかということが、我々の業界にも問われています。

私ごとではありますが、本年5月に沖縄県本社にて、新たに会社を興しました。リゾートホテルへの紹介・派遣と、百貨店・商業施設へのマネキン紹介も手掛けていく予定でおります。

改めて歴史ある全紹協を、どのようにすれば継続発展させることが出来るのか？新たな視点で取り組んでいきます。ご指導ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



理事 村山 千恵子

この度、公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会の理事に就任いたしました村山千恵子でございます。このような重責を深く心にとどめ、協会の運営に努力をしております。

月日はまたたく間に過ぎ去ってまいります。しかしながら今日この頃は物価高騰が続き、収まらない様子であります。人口減少と人出不足をどう解消するべきか、見聞を広め厳しい状況乗り越えていく方法を考えてまいりたいと考えております。

今期も販売事業部長の役職をお受けいたしました。今後も更に期待と希望を持ち、努力を重ねてまいります。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



理事 吉田 果枝

6月14日に開催されました定時社員総会において、3期目の理事を務めさせて頂くことになりました。

私たちの業界もコロナ禍で非常に厳しい状況が続きましたが、ようやく制限なしの通常業務ができるようになりました。5月にコロナが5類に変更になって以降、福岡は海外からの旅行者が戻ってきて街に活気が戻ってまいりました。博多駅は外国人であふれかえっています。また7月には世界水泳などの大規模イベントも開催される

までになりました。

また皆様と共に飛躍出来るように情報をくみ取って共有できる場にしていきたいと考えております。

会員の皆様には変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



理事 小野 俊一

今から約40年前、全紹協は当時の労働省の全面的な協力と相当の国家予算を獲得してマネキン紹介事業の発展と活性化を図る為様々な事業を企画策定し全国展開を図りました。三越に勤務しておりました関係からこの事業に外部委員として参加させていただきましたのが私と全紹協とのご縁の始まりでございます。その後しばらくして2009年に理事に選任させていただき早や13年の月日が流れました。

この2年は役員として集大成の頑張り処の任

期と肝に銘じ、当協会定款第3条協会の目的とするところ、第4条協会の事業の為すべきところをしっかりと踏まえ全力を尽くしてまいりたいと存じます。

会員各位の絶大なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。



就任の御挨拶

理事 小林 克巳

これまで新型コロナ禍は、特にサービス業、小売業、観光業等の経済活動に甚大な影響を及ぼし、本協会の会員皆様におかれましては、大変なご苦勞を強いられたことと存じます。

5月8日に新型コロナが5類に分類変更され、消費者マインドにつきましても、コロナ疲れに対する反動消費がみられ、また、インバウンドの拡大により、消費行動に明るさが見えてきております。

本協会では平成27年11月から開始した求人サイト運営が軌道に乗り、収益事業から得られた公益目的事業に活用するという良好な仕組みが

整ってまいりました。

これにより財務が健全化され、より一層積極的な公益活動を行う基盤ができてまいりました。アフターコロナで有用な人材確保がどの業界でも最大の課題となっております。本協会活動を通じて、労働需要環境を向上させ、消費者利益への貢献と、職業紹介事業の大いなる発展に繋がることをご期待申し上げます。



監事 今尾 和正

令和5年度 定時社員総会にて監事に就任致しました。

私は前年度、前々年度と初めて理事会に出席をして協会の運営を見てきました。執行部の方々は多忙を極め、本来のマネキン紹介所の事業をしながら、毎月の各部会の打ち合わせや、研修会の出張、厚生労働省他団体の会合に出席と、協会の多岐多方面にわたる業務をこなしております。とても頭の下がる思いであります。

監事は重要な役割で、問題点があればそれを指摘していく必要があります。一般的な会社役員のように経営に関する事を決定するわけではありませんが、しっかりと監視をしてより良い協会の発展に貢献していきたいと考えております。



監事 前谷 雅司

この度の定時社員総会で監事に選任されて就任致しました有限会社 福岡マネキン紹介所の前谷雅司です。

今回、このようなご縁をいただきましたことに感謝申し上げます。私自身、職業紹介業従事者としてまだまだ学びの最中ですが、監事として携わらせていただき、マネキン紹介業の活性化に少しでも貢献できるよう努めてまいります。

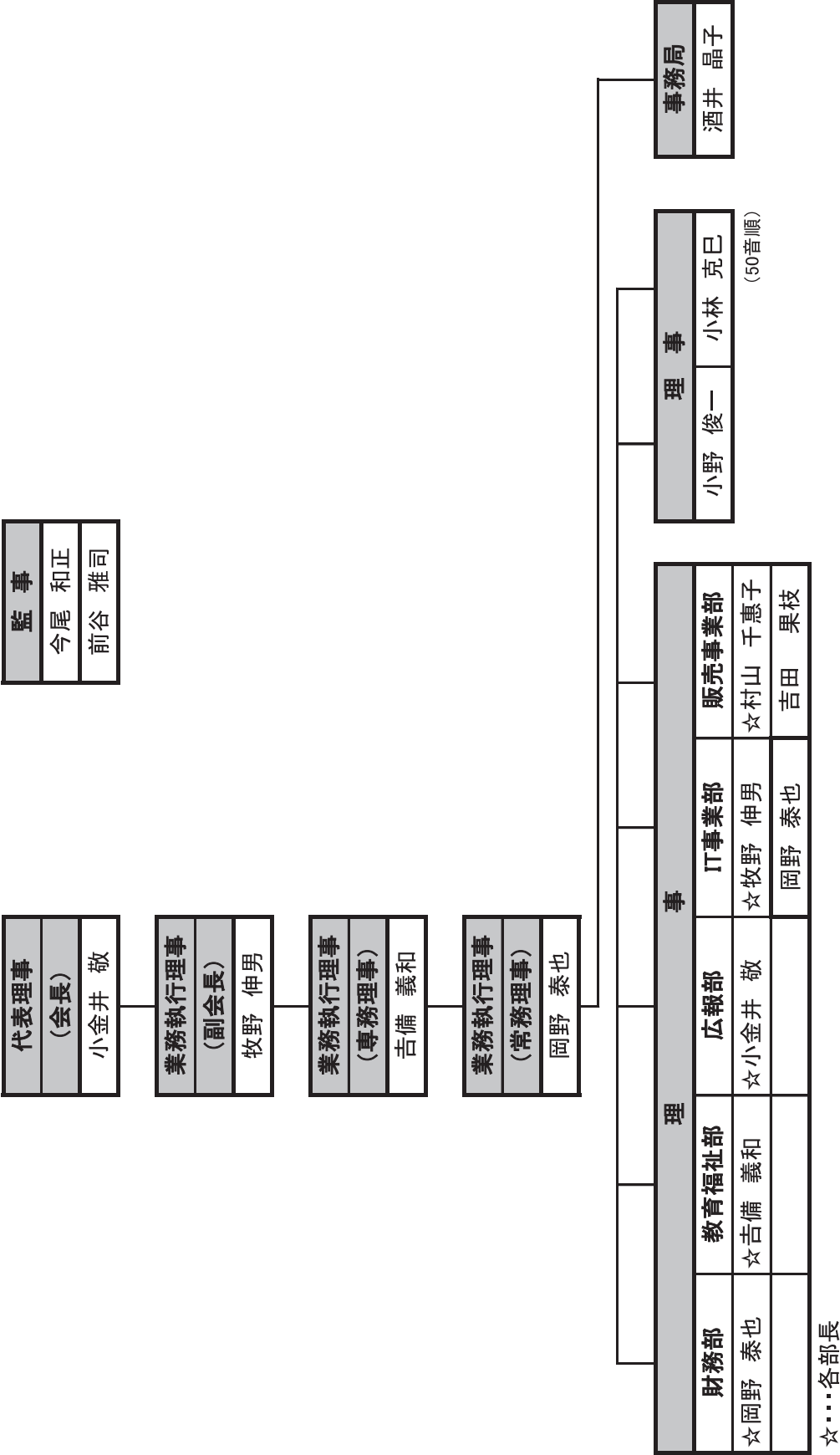
アフターコロナとなりマネキンさん需要が急回

復しています。その一方では、人件費や物価の高騰などの問題も現れております。柔軟性のある運営に関して学び、会員の皆様と共有して行きたく存じます。宜しくお願い申し上げます。



令和5・6年度 公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

組織図



就任のご挨拶

厚生労働省 職業安定局 雇用政策課
民間人材サービス推進室
室長 浅沼 茂樹



このたび、令和5年4月1日付で民間人材サービス推進室長に着任いたしました浅沼でございます。需給調整事業関係業務は、平成30年に需給調整事業課の課長補佐として、配属されて以来、5年ぶりとなります。精一杯勤めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私事で恐縮でございますが、妻が百貨店の物産展が大好きで、普段から地元の催事を訪問したりして、マネキンさんに元気をいただいておりますので、こうした場をいただき、大変うれしく思っております。

改めまして、日頃より公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会及び会員の皆様には、民営職業紹介事業の運営に多大なるご協力とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆さまご承知のとおり、本年5月に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが「5類感染症」ととなりました。新型コロナウイルス感染症が確認されて3年余り、マネキン紹介業界におかれましても、需要の大幅な減少など大きく影響を受けたと聞いております。8回にわたる感染拡大の波を乗り越えられた関係の皆様のご尽力に深い敬意を表します。

最近では、求人の需要は戻りつつあります。一方で、求職者の確保が難しくなっていると聞いております。労働力供給の制約は、今後も続くことが見込まれることから、人手不足対策は、我が国の大きな課題となっております。そうした中、貴協会におかれましては、従前より、IT化、デジタル化対応に積極的に取り組まれ、ネット、SNSなども活用しながら、求職者の変化に対応した意欲的な人材確保の工夫をされていると聞いており、重ねて敬意を表します。

さて、労働行政の昨今の動きをご紹介させていただきます。本年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても言及されていますが、我が国経済の発展のために、外部労働市場の機能強化の必要性が指摘されており、マッチングだけでなく、キャリア・コンサルティングやリ・スキリングにも焦点が当たっており、これらに官民あげて推進していくこととしております。

キャリア・コンサルティングについては、職業紹介の現場では、同一職種内であっても、必要となるスキルの変化をつかみ取りながら求人者、求職者と接しているという意味では、もともとやっていたことでもあり、また、リ・スキリングというと職務と離れたまったく新しい分野の「学び」と捉えがちですが、一方で、現在の職務に関する「学び」というものが、より実践的な「学び」になるという面もありますので、皆さま方におかれましては、職業紹介に内在している、キャリアに関する相談、必要なスキルは何かをさぐる力というものを引き続き発揮いただきながら官民連携した労働市場の機能強化にご尽力いただけると幸いです。

最後になりますが、小金井会長をはじめ、貴協会会員の皆さま方のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶

厚生労働省 職業安定局 雇用政策課
民間人材サービス推進室
育成係長 木下 僚



このたび、令和5年4月1日付けで、厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室 育成係長に配属となりました木下と申します。私はこれまで、会計関係業務に携わる機会が多かったので、当係のような関係団体のみなさまと仕事をする機会が少なく、不慣れな部分が多々あろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、我が国では新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、これに伴い、インバウンド需要の高まりもあり、業績の回復に向かっている業種が多いところかと思えます。協会会員様を含むマネキン業界に携わる方々にとりましても、業績回復による就職件数の増加が期待され、それに相まって、人手不足等の課題にも面しているところかと思えます。私どももいたしましても、民間人材サービスの健全な育成とマッチング機能の強化といった課題の下、紹介事業所の皆様をはじめ、マネキンというお仕事に継続的に安心して働けることができるよう、微力ながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力とご支援をいただけますと幸甚です。

最後になりますが、貴協会ならびに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、新任の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

人事異動

【令和5年4月1日付】

厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室
室長
民間人材サービス育成係長

あさぬま 浅沼
きのした 木下
しげき 茂樹
あきら 僚

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課
職業紹介係

はしぐち 橋口
りょうたろう 諒太郎

【令和5年7月4日付】

厚生労働省 職業安定局
需給調整事業課長

なかじま 中嶋
あきひろ 章浩

※敬称略

2024年4月
から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する 場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になり ます。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態 に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約 労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項

1

就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1（についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2

更新上限の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3

無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

4

無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項※4（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法3条2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

（注）無期転換ルールを意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト（①）
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト（②）
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署（③）



（2023年3月）

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

② 就業場所の変更の範囲※

③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

☐ 今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	（雇入れ直後） 一般事務 （変更の範囲） ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	（雇入れ直後） 東京本社 （変更の範囲） ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円（(2)の手当を除く額） (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
（派遣労働者として雇用する場合のみ）	（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があります。

LL050628 需01

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業 務 内 容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就 業 場 所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契 約 期 間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

2. 手数料表などの情報提供の方法

- 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

- ① 手数料表
- ② 返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ③ 業務の運営に関する規程

※人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



令和5年度 全紹協定時社員総会

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会定時社員総会を、令和5年6月14日に、昨年に引き続きTKPガーデンシティ PREMIUM京橋にて、開催いたしました。

まず初めに、小金井会長より会員の皆様に、この1年間のご協力の感謝の意が伝えられ、コロナ禍での職業紹介事業所の変化や、求人サイトの好調な効果などの話があり、今期も会員間で情報を共有し事業を積極的にすすめていくとのご挨拶がございました。

今年度の総会の議案は、令和4年度事業報告と令和4年度決算報告、理事、監事選任に関する件でしたが、出席社員の賛成多数により全て原案どおり、承認可決されました。

これを受けて、選任された理事、監事が別室に移動して理事会を開催し代表理事、業務執行理事が決定致しました。

その後再開された総会では、決定した代表理事、業務執行理事の報告、今年度の事業計画、収支予算に関する件が報告されました。

総会後には、初めての試みとして、ホテル雅叙園東京に場所を移して、3団体共催の懇親会（当協会・一般社団法人全国サービスクリエイター協会・特定非営利活動法人全国ホテル＆レストラン人材協会）を開催しました。総会後の懇親会はコロナの影響もあり4年ぶりで、厚生労働省、東京労働局、民紹協等からのご来賓の方々を合わせると100名近くの出席者で、会食をしながら和やかな雰囲気の中、様々な意見交換が行われ、とても有意義な会となりました。

来年以降も、このような共催の形での懇親会開催も検討していくべきだと思いました。私共全紹協としましては、他団体の方々とも情報共有を図り、会員の皆様に、新しい情報を発信していく所存でございます。



令和5年度公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 定時社員総会・理事会・表彰式・講演会

6月16日午後1時より、浅草ビューホテルに於いて定時社員総会が執り行われました。

定時社員総会は、紀陸会長の議事進行の下、滞りなく全ての議案が可決・承認されました。

優良民営職業紹介事業功労者等の表彰式では、厚生労働大臣表彰・職業安定局長賞が厚生労働省 需給調整事業課長 篠崎拓也様より、民紹協会長表彰が民紹協会長の紀陸孝様より授与されました。壇上に上がった受賞した皆様の晴れ晴れとした笑顔は、毎年拝見していても感動いたしました。全日本マネキン紹介事業協会からも2名、細矢由紀子様・町田洋子様が民紹協会長表彰（求職者）を受賞されました。受賞された皆様には、心よりお祝いを申し上げます。

講演会は、玉川大学経営学部教授 大木栄一先生による「労働供給制約時代の職業紹介を考える」という演題で、日本の労働人口減少と高齢者の活用についてご教授いただきました。若年層の募集が困難な現状で、今後の高齢者への取り組みを考える上でとても参考になりました。紹介先企業にも検討していただけるよう、相談して参りたいと思います。

今年もまだZoom中心の総会でしたが、厚生労働省・関係各団体・受賞者のご出席者全員が和気藹々と交流を深め、盛会の中にお開きとなりました。



令和5年度 表彰受賞者

民紹協会長表彰（優良職業紹介事業求職者）

ほそや ゆきこ
細矢 由紀子
まちだ ようこ
町田 洋子

株式会社 サツキャリ
株式会社 ジョビア

※敬称略

各表彰の申請に付きましては、各職業別団体長（全紹協会長）または公益社団法人 全国国民営職業紹介事業協会（民紹協）が厚生労働省に推薦するという形になります。推薦に関しては下記のような基準がありますので参考にして下さい。

I 厚生労働大臣表彰

①職業紹介事業者	20年以上	50歳以上
②職業紹介責任者	20年以上	50歳以上
③職業紹介事業従事者	25年以上	50歳以上

※事業所が労働局より「業務停止命令」「改善命令」を受けた場合は10年間、「是正指導」を受けた場合は5年間、「指導」を受けた場合は3年間の対象外となる。

II 職業安定局長表彰

優良職業紹介責任者	従事期間10年以上	年齢不問
-----------	-----------	------

III 民紹協会長表彰

(1) 優良職業紹介事業功労者等

①職業紹介事業者等	15年以上	45歳以上
②職業紹介責任者	20年以上	50歳以上
③職業紹介従事者	25年以上	50歳以上
④職業紹介関係団体役員	15年以上	45歳以上

(2) 優良職業紹介事業求職者

①求職登録者	求職登録期間10年以上	40歳以上
--------	-------------	-------

厚生労働大臣表彰・職業安定局長表彰の主な基準については令和3年8月1日に改定が行われました。

令和5年度「販売技術促進講座」と「職業紹介従事者研修会」のご案内

毎年実施しています「販売技術促進講座」と「職業紹介従事者研修会」ですが、昨年度は実施時期が2月と3月に集中し、ちょうどバレンタイン商戦とホワイトデー商戦にぶつかってしまったため、参加したくても参加できなかった方が多くいらっしゃったと思います。今年度はその反省を踏まえ、9月～11月に実施したく、現在実施スケジュールを調整しているところであります。

また販売技術促進講座も職業紹介従事者研修会も昨年度、一昨年度とコロナの影響により、リアルとオンラインのハイブリッド開催としてきましたが、昨年度あたりからやはりリアルの方が良いというご意見も多くなってきました。そこで今年度は、各地区のご意向を尊重し、ハイブリッド開催の地区、リアル開催のみの地区、オンライン開催のみの地区と各地区のご要望に合わせての実施と致します。

販売技術促進講座はご好評をいただいているお二人の講師（藤重知子氏と山下真知子氏）に継続してご指導いただくことになりました。

職業紹介従事者研修会につきましては、例年通り、各地区所管の労働局の担当官により最近の指導事例、法改正のポイントなどをご講義いただくと共に、我々の事業の重要なツールである電話の相手に与える印象の良い対応の基礎を学んでいただくことに重点を置き、元NHK国際放送局キャスターであり、言葉こころ所作研究所代表のましのせつこ氏にご指導いただくことになりました。

以下に現時点で確定している開催スケジュールをご案内致します。より多くの方に受講していただけますよう、事業所長各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【販売技術促進講座】

地区	開催日	開催時間	会場	会場住所
九州連絡会	11月14日(火)	13時～17時	JR博多シティ 9階会議室4	福岡市博多区博多駅中央街1-1
関西連絡会	9月29日(金)	13時～17時	エルおおさか本館10階研修室5	大阪市中央区北浜東3-14
関東連絡会	11月 1日(水)	13時～17時	トレジャーリンク会議室	中央区京橋2-6-16

【職業紹介従事者研修会】

地区	開催日	開催時間	会場	会場住所
九州連絡会	10月12日(木)	13時～17時	JR博多シティ 10階会議室I+J	福岡市博多区博多駅中央街1-1
関西連絡会	11月16日(木)	13時～17時	エルおおさか本館10階研修室5	大阪市中央区北浜東3-14
東海連絡会	10月26日(木)	13時～17時	ウインクあいち905号室	名古屋市中村区名駅4-4-38
関東連絡会	10月11日(水)	13時～17時	トレジャーリンク会議室	中央区京橋2-6-16

東海連絡会の販売技術促進講座は開催しません。受講希望者は他連絡会のオンライン受講となります。

北海道地区については、両研修共にリアルでの開催はせず、受講希望者は他連絡会（関西、関東、東海）のオンライン受講となります。

講師プロフィール

山下 真知子 氏



元参議院議員（参議院議長、運輸大臣、法務大臣）秘書
私設・公設を合わせ10年間の勤務で各大臣をはじめ、衆参両院国会議員、各省官僚、地方自治体首長、企業トップなど多くのVIPや来客の接遇を担当。
その他、株式会社ヤナセをスタートに大手ホテルクラブフロアバトラー、大手ハウスメーカー体験型ショールームアテンダント、大手生命保険CS室（カスタマーサービス・顧客担当）やブライダル業界等幅広い業種での豊富な接客経験を持つ。
日本ショッピングセンター協会主催 接客ロールプレイングコンテスト出場者研修指導講師
駿台トラベル&ホテル専門学校非常勤講師
一般社団法人リエンゲージメント ビジネスマナー担当講師
日本テレビドラマ「崖っぷちホテル！」監修
Tomorrows brain partners 講師他、企業研修多数。

藤重 知子 氏



声と話し方コンサルタント、合同会社ふじこカンパニー代表
地域情報番組のキャスターを経て、ナレーター・MCとして活動。
その経験を生かし、アナウンススクール・専門学校で講師となり、「声・話し方・表情・心」をトータルにアドバイスするオリジナルの講座で新たなフィールドを開拓。

現在は、声と話し方コンサルタントとして「ビジネスボイストレーニング」を中心に個人と組織をサポートしている。

単なるスキルアップではなく、その人らしさを磨くこと、コミュニケーションを大切にした「心も伝わる声と話し方」で、一部上場企業をはじめ、自治体、大学など、延べ1万人以上に研修、講演を実施。

「一人一人の良さを引き出す力とわかりやすさ」に定評があり、経営者、医療従事者・管理職・営業マンのほか、結婚式スピーチ・社内講師など人前で話す機会のある人からの個人レッスン依頼も多数。

ましの せつこ 氏



元NHK国際放送局キャスター

現在 株式会社言葉ころ所作研究所 代表取締役

教育・ビジネスに関わる研修講師

電話応対技能検定（もしもし検定）指導者級資格保持者

ナレーター・朗読・声優の勉強会「りんでん」主宰

県議会議員秘書の経験を通じて、接遇マナー・コミュニケーションスキルを修得。

その後、NHK日本語センターにてマスコミにおける情報取材及びその伝達方法を学ぶ。

NHK国際放送局にて11年に亘りニュースや情報番組のキャスターを担当。

また、NHKラジオ第2放送番組の朗読者として、4年間の出演実績を持つ。

現在もNHK BS放送や歴史DVDのナレーターとして活動中。

研修講師としては、NHK日本語センターや国際放送局時代に培った「伝わる日本語の話し方」、「正しい敬語と美しいことば遣い」などの実践的な研修実績を持つ。

さらに心配りを大切にした接遇マナー、心をつかむ所作の研究は、ビジネスにも日常生活にも役立つ研修として好評を得ている。

教育・福祉事業部長 吉備 義和

全紹協求人サイトの 更新・新規申込のご案内

リニューアルして募集効果が上がっている全紹協求人サイトは、1年3か月が過ぎ、旧サイトと比べると、より会員企業の皆様の求職者募集の一助になっていると思われます。

他の一般的な媒体と比較しても年間料金としては破格の低料金で、応募率も遜色ない数字が出ています。

毎月一回、前月の当サイトの求人原稿閲覧数、クリック数、応募者数、応募率等の数字の振り返りの検証も行われており、広告掲載会員向けにも毎月、Indeedでの広告効果を上げるための求人原稿作成勉強会をZoomにて開催しており、最新情報を共有し、より良い原稿の作り方を学んでいます。

また今期より、年間契約の他に1か月単位での契約の受付を開始するべく準備をしているところでございます。

今期の求人サイト掲載事業所募集スケジュールは、以下の通りでございます。

- * 8月中旬 更新確認並びに新規募集
 事務局より文書発送
- * 9月末日 更新 新規申込 申込期限
- * 10月初旬 更新、申込事業所への請求書
 事務局より発送
- * 10月末日 支払期限
- * 掲載期間 令和5年11月1日～令和6年10月31日

すでに申込されている会員の皆様には引き続きのご利用を、また申込をされていない会員の皆様には当サイトへの申込をご検討いただきたくお願い申し上げます。

全紹協求人サイトURL：<http://zensyokyo.org/>

IT事業部 牧野 伸男

令和5年度意見交換会

（「そろそろ本音で語ろう！の会」）

の開催のお知らせ

今年度の意見交換会は、神奈川県横浜市神奈川区にあります会員事業所の株式会社ジョビアの事務所で行います。

意見交換会後の懇親会は同じビルの1階で株式会社ジョビアが運営するカフェ「ICONIC STAGE café（アイコニックステージカフェ）」にて行います。

ICONIC STAGE caféは同じビルの3階でLEDを用いた水耕栽培によって育てられたレタス、ハーブ、エディブルフラワー（食用花）など約20種類の作物を収穫し、同じビルの2階でスイーツ、惣菜などの商品に製造加工し、1階のカフェとパティスリーで提供するという、1つのビル内で1次産業＋2次産業＋3次産業の6次産業を一気通貫で行うという全く新しいコンセプトの事業です。

当日は水耕栽培場も見学いただけますので、ぜひ多数のご参加をお待ち申し上げます。

■日時：令和5年10月28日（土）

- ・意見交換会：13時～17時
- ・水耕栽培場見学：17時から10～15分程度
- ・懇親会：水耕栽培場の見学後、開始～20時ごろ散会

■意見交換会会場：株式会社ジョビア

神奈川県横浜市神奈川区西神奈川二丁目9番11号 SustainuS 4階
（東急東横線 東白楽駅下車徒歩2分 城南信用金庫手前）

Instagramはこちら



ICONIC_STAGE



マネキン紹介事業に役立つQ&A

Q 1 : 当紹介所では、求人申込の有効期間を6ヵ月と定めており、6ヵ月以内に就職できていない場合は自動更新にしています。このような場合、求人管理簿にはどのように記載すればよいのでしょうか。

A 1 : 求人申込の確認のない自動更新（黙示の申込み）ということは認められません。電話などによって求人申込継続の求人者の意思を確認すれば、正当な求人申し込みがあったと看做されますので、6ヵ月経過時に改めてこの確認をした上で求人管理簿に記帳することが必要です。なお、この場合、備考欄に求人者の意思を確認した日時と担当者名を記入するのが望ましいやり方です。

（公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 より提供）

C 1 : マネキン紹介事業の場合、短期反復型の紹介が主体になると思います。その場合、求人申込の有効期間という概念が希薄になりがちですが、今後、販売職の正社員紹介や契約社員紹介が増えてくることも視野に入れて、上記Q&Aの事例を認識しておく方が良いと思われます。

Q 2 : 紹介事業において1日～2日の紹介であれば求職者の職務経歴書等を求人者に渡さなくてもよいのではないかと思います。法律上はこのような短期間であっても渡さなければならないことになっているのでしょうか。

A 2 : 職業紹介事業において、求職者の職務経歴書等の情報を求人者に渡さなければならないという法律上の定めはなく、渡さなくても違法行為とはなりません。個人情報保護法により、情報提供には求職者の同意が必要となります。日雇紹介などの場合は、求職者の氏名、生年月日、住所、電話番号、取得免許・資格などの基本的な情報を記入した求職票の写し程度のものを、当該求職者の承諾を得たうえで、求人者に渡すことが一般的に行われています。

（公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 より提供）

C 2 : 労働者派遣法の改正により日雇い派遣が禁止されて以来、1～2日のマネキン紹介が見直されています。日雇紹介の場合、求職者情報の授受は電話などの口頭で行われる場合が多いと思われますが、個人情報管理規定などで個人情報の扱いを明確にしたうえで、求職者の承諾を得て、文字情報で授受をする方が間違いが発生するのを未然に防ぐことができるでしょう。

事務局だより

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

◆ 入 会

関西連絡会

ダブルオーエイト 株式会社

岡野 泰也

令和5年7月1日

電話問合せ件数と対応について

求人者より、マネキンさんの手配についてのお問合せが多数でした。

	R4. 12月	R5. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
協会会員	2		1		2			5
求人者	3	3	2	2	1	2	1	14
求職者			1	1	3			5
その他	1		2					3
計	6	3	6	3	6	2	1	27

編集後記

毎年「今年の夏は暑くなりそう」と言っているように思います。
これが通常になってしまったのでしょうか。

表紙の写真について
神田川に架かる柳橋から見た屋形船や船宿。
東京にもまだ風情のある景色がたくさん残っています。
夏の青空がとても綺麗でした。

全紹協求人サイト

マネキン・販売スタッフの求人なら全紹協求人サイト!!

全紹協求人サイトは、

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会が
運営する求人サイトです。

*1社あたり100件の求人情報を掲載可能

*リーズナブルな年間掲載料金

*1社月平均応募者数10.5人の実績

*月間最大応募者数50人/1社



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-7-1 ウィン神田807号室

電話03-3253-5775 FAX03-3253-5776 mail: info@zensyokyo.org

■ 全紹協求人サイト料金表

	関東	関西	東海	北海道・東北	甲信越・北陸	中国・四国	九州・沖縄
正規料金(税別)	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より	¥360,000より
会員料金(税別)	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より	¥216,000より

※別途消費税が加算されます。

※各エリア共通料金となります。

期 間：1年間(令和5年11月1日～令和6年10月31日)

求人件数：1社あたり100枠

求人範囲：地域ブロック毎(関東、関西etc)